

No.	質問	回答
1	介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に変更した場合（その逆も）、介護保険証は記載が変わるのか。区役所への届出は必要なのか。	<p>利用するサービスの変更により、「介護予防支援から介護予防ケアマネジメント」、「介護予防ケアマネジメントから介護予防支援」の変更があり、居宅介護事業所が直接担当する場合と包括支援センターからの一部委託や包括支援センターが直接担当する場合とを変わるときは、その都度、区役所への居宅計画依頼届出書の提出が必要です。</p> <p>月末までに届け出の入力処理ができないと、国保連への請求が月遅れになるため、届出は速やかに行っていただきますようお願いいたします。</p>
2	介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に変更した場合（その逆も）、契約は結び直しになるのか。	<p><b>【変更・対応必要無し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターが作成しているケアプラン</li> <li>・介護予防支援に関する指定介護予防支援事業者の指定を受けない居宅介護支援事業者が一部委託により作成しているケアプラン</li> </ul> <p><b>【新規契約の締結が必要】（※）</b></p> <p>介護予防支援に関する指定介護予防支援事業者の指定を受ける居宅介護支援事業者が介護予防支援を直接契約により作成している場合、介護予防ケアマネジメントになり、地域包括支援センターからの一部委託により居宅介護支援事業所が作成または地域包括支援センターが直接作成することになるケアプラン。</p> <p>またその逆になるケアプラン。</p>
3	契約書の雛形は示してもらえるのか。	<p>横浜市ホームページ（※）に参考様式例を提示する予定です。文面内容は、施設や法人の判断により、適宜修正してください。</p> <p>※「横浜市・介護予防支援」で検索をしてください。</p>
4	包括に併設されている居宅介護支援事業所は介護予防支援の指定を受けることができるのか。	指定を受けることは可能です。
5	介護予防支援の指定が始まることに伴い、プランの様式は変更になるのか。今まで包括が使っていたものを使うのか。	現時点で変更はありません。
6	指定が始まることにより評価期間への影響はあるのか。	影響や変更はありません。
7	<p><b>【地域包括支援センターの一定の関与について】</b></p> <p>居宅介護支援事業所は、当該事業所の所在地のエリアを担当する地域包括支援センター以外にも助言を求めることができるか。</p>	原則、居宅介護支援業所は利用者の住所地のエリアを担当する地域包括支援センターに助言を求めるものとします。ただし、この運用は今回の法改正の「一定の関与」に関連するものとします。